

e-Tax による申告又は優良な電子帳簿の保存により

65 万円の青色申告特別控除

を適用しましょう！

青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から最高 55 万円を差し引くことができます。

55 万円の控除の要件に加えて、e-Tax による申告（電子申告） 又は 優良な電子帳簿の保存 の要件を満たしている方は、最高 65 万円を差し引くことができます。

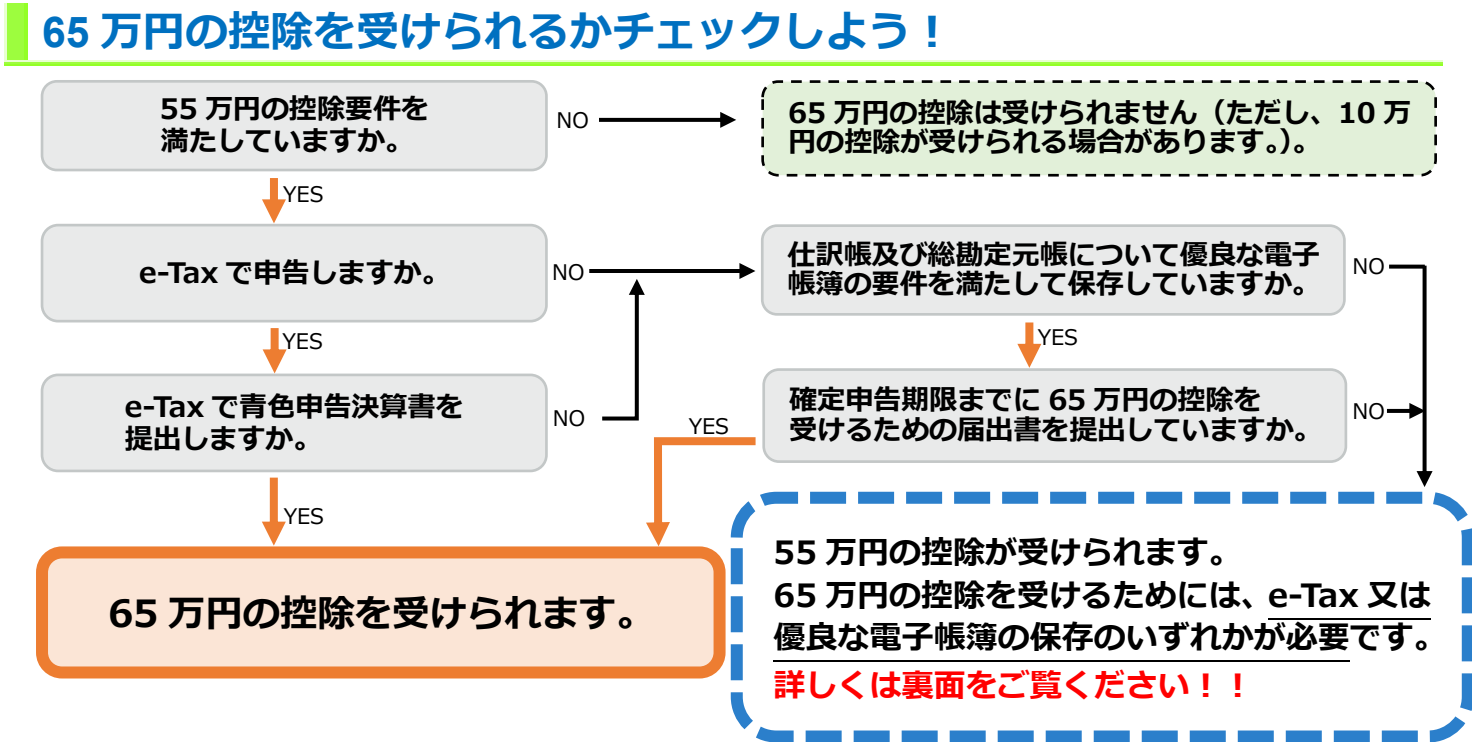
※ 簡易な帳簿による記帳であっても、10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、55 万円及び 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は 優良な電子帳簿の保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

(注1) 還付申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

(注2) 損益計算書の提出は必要です。



65 万円の控除を受けるためには…

55 万円の控除の要件に加え、以下の①又は②のいずれかを満たす必要があります。

① e-Tax を利用

スマホやパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを、確定申告期限までに送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することができます。



※ 税務署に来署してパソコンで申告する場合には、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、「② 優良な電子帳簿の保存を利用」以外の方は 65 万円の控除を受けられません。

② 優良な電子帳簿の保存を利用

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

- 優良な電子帳簿とは、「モニター、説明書等を備え付ける」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③日付・金額・相手方による検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。
- 一定の範囲の帳簿を優良な電子帳簿の要件を満たして保存し、その旨をあらかじめ税務署へ届け出ている場合には、その電子帳簿に関連して過少申告があっても、**過少申告加算税が5%軽減される措置**があります。
- 65 万円の控除や過少申告加算税の軽減措置を受ける方は、あらかじめ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 令和3年度税制改正前の電子帳簿保存法の規定に基づく電子帳簿保存に係る承認を受け、引き続き仕訳帳及び総勘定元帳について保存等を行っている場合、新たに届出書を提出しなくても、65 万円の控除の適用を受けることができます。

※ 過少申告加算税の特例の適用を受ける場合は、特例の適用を受ける旨の届出書の提出が必要です。

【参考】 請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。



記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方などに対して、記帳指導などを行っているほか、YouTube の国税庁動画チャンネルにおいても、記帳の方法の説明を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

また、記帳には会計ソフトの利用をお勧めしています。日々の取引内容を入力するだけで、簡単に記帳ができ便利です。

